

第 1 回定例会議事日程（第 5 号）

- 第 1 議案第 2 号 いちき串木野市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 議案第 3 号 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例
の制定について
- 第 3 議案第 4 号 生福交流センターの指定管理者の指定について
- 第 4 議案第 5 号 冠岳交流センターの指定管理者の指定について
- 第 5 議案第 6 号 照島交流センターの指定管理者の指定について
- 第 6 議案第 7 号 旭交流センターの指定管理者の指定について
- 第 7 議案第 8 号 荒川交流センターの指定管理者の指定について
- 第 8 議案第 9 号 川南交流センターの指定管理者の指定について
- 第 9 議案第 10 号 川北交流センターの指定管理者の指定について
- 第 10 議案第 11 号 川上交流センター等の指定管理者の指定について
- 第 11 議案第 12 号 上名交流センターの指定管理者の指定について
- 第 12 議案第 13 号 土川交流センターの指定管理者の指定について
- 第 13 議案第 14 号 本浦交流センターの指定管理者の指定について
- 第 14 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 15 議案第 15 号 農村交流施設（荒川コミュニティ広場）の指定管理者の指定について
- 第 16 議案第 16 号 農村交流施設（ふれんどパーク羽島）の指定管理者の指定について
- 第 17 議案第 17 号 農村交流施設（れいめいふれあい公園）の指定管理者の指定について
- 第 18 議案第 18 号 大里農産加工センターの指定管理者の指定について
- 第 19 議案第 19 号 川上生活改善センターの指定管理者の指定について
- 第 20 議案第 20 号 都市公園等（北部地区）の指定管理者の指定について
- 第 21 議案第 21 号 都市公園等（南部地区）の指定管理者の指定について
- 第 22 議案第 22 号 都市公園（新田公園）の指定管理者の指定について
- 第 23 議案第 23 号 都市公園（串木野サンセットパーク）の指定管理者の指定について
- 第 24 議案第 24 号 都市公園（塩田第 2 公園）の指定管理者の指定について
- 第 25 議案第 25 号 都市公園（上馬籠公園）の指定管理者の指定について
- 第 26 国特予算議案第 4 号 平成 30 年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算（第
3 号）
- 第 27 公下水特予算議案第 4 号 平成 30 年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計補正予
算（第 3 号）
- 第 28 介特予算議案第 3 号 平成 30 年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 29 後特予算議案第 3 号 平成 30 年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第
2 号）
- 第 30 予算議案第 7 号 平成 30 年度いちき串木野市一般会計補正予算（第 7 号）
- 第 31 議案第 26 号 いちき串木野市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

- 第 3 2 議案第 2 7 号 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
- 第 3 3 議案第 2 8 号 市道の廃止及び認定について
- 第 3 4 議案第 2 9 号 いちき串木野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 5 議案第 3 0 号 いちき串木野市土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 6 議案第 3 1 号 いちき串木野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 7 予算議案第 1 号 平成 3 1 年度いちき串木野市一般会計予算
- 第 3 8 国特予算議案第 1 号 平成 3 1 年度いちき串木野市国民健康保険特別会計予算
- 第 3 9 公下水特予算議案第 1 号 平成 3 1 年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計予算
- 第 4 0 市場特予算議案第 1 号 平成 3 1 年度いちき串木野市地方卸売市場事業特別会計予算
- 第 4 1 介特予算議案第 1 号 平成 3 1 年度いちき串木野市介護保険特別会計予算
- 第 4 2 漁集排特予算議案第 1 号 平成 3 1 年度いちき串木野市戸崎地区漁業集落排水事業特別会計予算
- 第 4 3 後特予算議案第 1 号 平成 3 1 年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計予算
- 第 4 4 水道予算議案第 1 号 平成 3 1 年度いちき串木野市水道事業会計予算
- 第 4 5 議案第 3 2 号 いちき串木野市立新学校給食センター建設工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本会議第5号（3月6日）（水曜）

出席議員 16名

1番	吉留良三君	9番	中里純人君
2番	江口祥子君	10番	東育代君
3番	松崎幹夫君	11番	竹之内勉君
4番	田中和矢君	12番	原口政敏君
5番	中村敏彦君	13番	下迫田良信君
6番	大六野一美君	14番	宇都耕平君
7番	西別府治君	15番	福田清宏君
8番	濱田尚君	16番	平石耕二君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	岡田錦也君	主	査	神蘭正樹君
補	佐	石元謙吾君	主	任	軍神卓也君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田畑誠一君	政 策 課 長	北 山 修 君
副 市	長	中 屋 謙 治 君	財 政 課 長	東 浩 二 君
教 育	長	有 村 孝 君	市 来 支 所 長	中 村 安 弘 君
地 方 創 生 統 括 監		松 尾 章 弘 君	教 委 総 務 課 長	木 下 琢 治 君
總 務 課 長		田 中 和 幸 君	消 防 長	前 屋 満 治 君

平成31年3月6日午前10時00分開議

△開 議

○議長（平石耕二君） これから本日の会議を開きます。

△日程第1～日程第30

議案第2号～予算議案第7号一
括上程

○議長（平石耕二君） それでは、日程第1、議案第2号から日程第30、予算議案第7号までを一括して議題とします。

初めに、総務文教委員長の報告を求めます。

〔総務文教委員長松崎幹夫君登壇〕

○総務文教委員長（松崎幹夫君） 私ども総務文教委員会に付託されました平成30年度関係議案は、単行議案13件、予算議案1件の計14件であります。去る2月25日に委員会を開催し、審査が終了しましたので、その審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第2号いちき串木野市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、行財政運営の見直しを行うため、新たに経営改革課を設置しようとするものであります。

説明によりますと、今後も厳しい財政状況が見込まれる中で、事務事業や補助金の見直し、効率化、公共施設の統廃合・再編など、これまでの行財政改革の取り組みをさらに加速し、併せて将来の行財政の運営を長期的観点から見通し、あるべき姿を探るために設置するとのことであります。

審査の中で、経営改革という言葉を取り入れた狙いについて質したところ、今ある事業を存続することも限界に近づきつつあることから、効果を重点に考え、サービスを取りやめる部分にも踏み込んでいかざるを得ない状況であり、行政を一つの経営体として捉え、今までの行政改革からさらにステップアップし、民間的な思考も取り入れて進める狙いがあるとの答弁であります。

また、委員の中から、「作業を進める中で十分な

議論を尽くし、お互い納得いくようにスピード感を持ちながら進めてほしい」との意見が述べられたのであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

本案は、消費税法等の一部改正に伴い、関係する35の条例に係る使用料等を改定するとともに、条文の整備をしようとするものであります。

説明によりますと、本年10月1日から消費税率等が現行の8%から10%に引き上げられる予定であることに伴い、平成25年度の消費税引き上げの際に設定した使用料等の基準額に10%を乗じて算出した額を、それぞれ端数切り捨てを行い、一括して改定しようとするものであります。

今回の条例改正に伴う影響額は、半年分で32万7,000円を見込んでいるとのことであります。

なお、この条例の施行日は平成31年10月1日であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号から議案第14号については、各交流センターの指定管理者の指定についてでありますので、一括して報告いたします。

これらの11議案につきましては、市内10地区の交流センター及び川上ふれあい公園の指定管理者としてそれぞれの地区まちづくり協議会を指定するとともに、土川交流センターについては土川自治公民館を指定し、指定管理の期間を平成31年4月1日から平成33年3月31日までの2年間とするものであります。

説明によりますと、この2年間で交流センターの果たす機能や役割、また、管理人体制についても市の方針を検討した上で、地元と協議し、今後の交流センターの有効活用や住民サービスの向上等、検討していきたいとのことであります。

議案第4号から議案第14号までの計11議案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第7号平成30年度いちき串木野市一般会計補正予算（第7号）中、委員会付託分についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ675万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ176億7,095万1,000円とするほか、第2条で継続費の補正、第3条で繰越明許費の補正、第4条で債務負担行為の補正、第5条で地方債の補正を行うものであります。

それでは、まず歳入について申し上げます。

20款市債9,640万円の追加は、事業費決定等による調整を行い、市債の総額を16億3,066万1,000円とするものであります。

なお、3月補正後の市債残高は221億7,184万4,000円で、交付税措置率59.9%、合併特例事業債の活用率は86.7%になるとのことです。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

2款総務費についてであります。

1項総務管理費1目一般管理費、行政嘱託員報酬444万5,000円の減額及び通信運搬費150万円の追加は、欠員になっている行政嘱託員23名分の報酬を減額し、その行政嘱託員不在地区の文書郵送費を追加しようとするものであります。

次に、5目財産管理費、石油貯蔵施設立地対策等交付金基金積立金270万2,000円の追加は、消防装備整備事業及び消防施設整備事業の執行残を基金として積み立て、平成33年度に購入予定のはしご付消防自動車の財源に充てるものであります。

審査の中で、はしご付消防自動車の必要性について質したところ、「消防力の整備指針」と照らし合わせて導入した現在のはしご付消防自動車を更新、整備し、有事に備えたいとの答弁であります。

また、委員の中から、「現在の財政状況を考えて、近隣の市町村と共有、連携について検討すべきではないか」との意見が述べられたのであります。

9目企業立地対策費、企業の誘致促進及び育成補助金518万7,000円の追加は、株式会社サンクスフーズが新たに地元から9名を雇用したことに伴う雇用促進補助及び給水装置設置補助であります。

10目共生協働推進費、地域リーダー養成研修事業

100万円は、事業の取り組みを募集したが、希望する地区がなかったため減額するものであります。

委員の中から、「地域リーダーの養成は防災リーダーの養成にもつながることから、開催されるよう工夫してほしい」との意見が述べられたのであります。

10款教育費1項教育総務費4目教育振興費4万円の追加は、個人から「市の教育支援センターの活動に充ててほしい」との寄附の申し出があり、それを財源として教育支援センターの備品等を購入するものであります。

2項小学校費1目学校管理費1億2,461万3,000円の追加は、小学校の空調設備の整備を平成31年度に行うこととしていたが、国の平成30年度補正予算において、「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」が設けられたことに伴い、串木野小学校及び市来小学校を除いた7小学校の空調設備の整備を平成30年度事業として実施するものであります。なお、串木野小学校及び市来小学校については平成31年度予算に計上しているとのことであります。

次に、第2条継続費の補正についてであります。

都心平江線改良事業について、資材費の高騰により総額を900万円増額するとともに、年割額を変更しようとするものであります。

次に、第3条繰越明許費の補正についてであります。

畜産クラスター事業など9事業を翌年度に繰り越して執行しようとするものであります。

次に、第4条債務負担行為の補正についてであります。

生福交流センターなど36件の指定管理及び農業近代化資金利子補給金の期間と限度額を定めるものであります。

次に、第5条地方債の補正についてであります。

地方債の補正は、合併特例事業債、漁港整備事業債など6事業債の限度額を変更するものであります。

本案中付託分は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務文教委員会に付託されました平成30年度関係議案について、審査経過の概要と結果につ

いての報告を終わります。

○議長（平石耕二君） これから総務文教委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 質疑なしと認めます。

これより討論・採決に入りますが、予算議案第7号については、2常任委員長の報告に対する質疑を終結するまで保留しますので、御了承願います。

まず、議案第2号いちき串木野市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 異議がありますので、起立採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平石耕二君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号生福交流センターの指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第5号冠岳交流センターの指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第6号照島交流センターの指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第7号旭交流センターの指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第8号荒川交流センターの指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第9号川南交流センターの指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第10号川北交流センターの指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第11号川上交流センター等の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第12号上名交流センターの指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第13号土川交流センターの指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第14号本浦交流センターの指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、産業厚生委員長の報告を求めます。

〔産業厚生委員長西別府 治君登壇〕

○産業厚生委員長（西別府 治君） 私ども産業厚生委員会に付託されました案件は、単行議案12件、予算議案5件の計17件であります。去る2月26日に委員会を開催し、審査が終了しましたので、その審査の経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第1号専決処分の承認を求めることについてであります。

本案は、一般会計において、ふるさと納税に係る予算措置に急を要したため、地方自治法の規定に基づき専決処分されたものであります。

説明によりますと、年末の寄附額が急増し、平成30年12月31日で16億円を超過したため、今年度の寄附目標額を1億円増の17億円とした。なお、基金積立金の総額は6億5,343万4,000円となる見込みとのことであります。

審査の中で、「今後も寄附額の伸び代がある中で、職員数は不足していないか」と質したところ、「年間を通じて寄附の申し込みがある中で、やはり年末にかけて申し込みのピークを迎える。恒常的にいる職員を含め、仕事の分量や申し込み件数に応じた形でパート職員を増やすなどの対応をしている」との答弁であります。

委員の中から、「目標金額を大きく掲げ、それに向かって突き進んでほしい」との意見が述べられたのであります。

本案は、全会一致で承認すべきものと決しました。

次に、議案第15号農村交流施設（荒川コミュニティ広場）、議案第16号農村交流施設（ふれんどパーク羽島）及び議案第17号農村交流施設（れいめいふれあい公園）の指定管理者の指定については一括して報告いたします。

3議案は、農村交流施設の指定管理者を荒川コミュニティ広場は荒川地区まちづくり協議会に、ふれんどパーク羽島及びれいめいふれあい公園はれいめい羽島協議会に、それぞれ前回に引き続き指定しようとするもので、指定の期間を平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間としようとするものであります。

説明によりますと、今回の基準額の見直しは、最

低賃金及び消費税率の改正に加え、指定管理の実績をもとに人件費の見直しを行ったことなどにより基準額が増額となった。また、指定管理の期間は、近年の人件費や燃料費等の高騰を考慮し、前回の5年間から3年間へ見直したとのことであります。

審査の中で、「利用状況が低い中で、指定管理とすることが適切か」と質したところ、「利用が極めて少ない中で、直営方式や指定管理方式、それ以外の方式の中で、現時点での最善の提案をしている。今後、公共施設の再配置計画との関連や利活用の状況等を踏まえ、また、設置目的を変える方策はないかなど、有効活用する方法を引き続き検討していきたい」との答弁であります。

以上3議案については、いずれも全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号大里農産加工センター及び議案第19号川上生活改善センターの指定管理者の指定についてを一括して報告いたします。

2議案は、指定管理者を、大里農産加工センターは市来大里加工グループに、川上生活改善センターはいちき串木野市生活研究グループ連絡協議会市来支部に、それぞれ前回に引き続き指定しようとするもので、指定の期間を平成31年4月1日から平成33年3月31日までの2年間としようとするものであります。

説明によりますと、今回の基準額の見直しは、光熱水費や利用料の実績等に伴い算定し、減額したとのことであります。

以上2議案については、いずれも全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号都市公園等（北部地区）及び議案第21号都市公園等（南部地区）の指定管理者の指定についてを一括して報告いたします。

2議案は、平成30年度末で北部地区及び南部地区の都市公園等の指定管理の指定期間が終了することから、公募を行ったところ、それぞれ1社の応募があり、審査の結果、両施設とも前回に引き続き、株式会社石原建設を指定管理者として指定し、指定の期間を平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間としようとするものであります。

説明によりますと、今回、北部地区においては中央地区まちづくり協議会が塩田第2公園を、南部地区においては大原地区まちづくり協議会が上馬籠公園を新たに指定管理することに伴い、公園数がそれぞれ1カ所減となるとのことであります。

以上2議案については、いずれも全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号都市公園（新田公園）及び議案第23号都市公園（串木野サンセットパーク）の指定管理者の指定についてを一括して報告いたします。

2議案は、都市公園の指定管理者を、新田公園は野平地区コミュニティ協議会に、串木野サンセットパークはれいめい羽島協議会に、それぞれ前回に引き続き指定しようとするもので、指定の期間を平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間としようとするものであります。

説明によりますと、今回の基準額の見直しは、最低賃金及び消費税率の改正等に伴い増額したとのことであります。

以上2議案については、いずれも全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号都市公園（塩田第2公園）及び議案第25号都市公園（上馬籠公園）の指定管理者の指定についてを一括して報告いたします。

2議案は、都市公園の指定管理者を、塩田第2公園は中央地区まちづくり協議会に、上馬籠公園は大原地区まちづくり協議会にそれぞれ指定しようとするもので、指定の期間を平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間としようとするものであります。

説明によりますと、基準額は、これまでの指定管理者の実績をもとに、最低賃金や消費税率の改正を考慮して算出したとのことであります。

以上2議案については、いずれも全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第7号平成30年度いちき串木野市一般会計補正予算（第7号）中、委員会付託分についてであります。

まず、歳入の主なるものであります。

13款国庫支出金は、1項国庫負担金2目衛生費国

庫負担金で、保険者支援分国民健康保険税軽減負担金593万2,000円の追加と、2項国庫補助金5目土木費国庫補助金で、浜西住宅建替事業費4,045万円の減額であります。

14款県支出金は、1項県負担金2目衛生費県負担金で、保険者支援分国民健康保険税軽減負担金296万6,000円の追加と、2項県補助金4目農林水産業費県補助金で、漁場環境保全創造事業費1,402万1,000円の減額であります。

次に、歳出の主なるものであります。

3款民生費1項社会福祉費5目介護保険特別会計財政対策費は、介護サービス利用者からの寄附金10万円を活用した備品購入費の計上及び介護保険特別会計繰出金164万4,000円の追加であります。

4款衛生費1項保健衛生費2目国民健康保険特別会計財政対策費は、被保険者の低所得者に対する政令軽減分などの事業費決定による保険基盤安定繰出金等1,123万円の追加であります。

5目環境衛生費は、合併処理浄化槽設置整備補助金で、決算見込みによる1,921万8,000円の減額であります。

説明によりますと、合併処理浄化槽の設置件数は、当初見込んでいた80基に対し、今年度は45基となる見込みであるとのことであります。

委員の中から、「設置件数については毎年少なからず実績があるため、今後も諦めずに普及活動を行なってほしい」との意見が述べられたのであります。

2項清掃費2目塵芥処理費は、事業費決定による512万円の減額であります。

4目廃棄物処理施設費は、平成30年2月に供用開始した管理型最終処分場の施設維持などの管理費で、事業費決定による1,941万5,000円の減額であります。

次に、6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費は、農地利用の最適化にかかわる活動及び成果実績に基づく農業委員及び農地利用最適化推進委員に対する報酬136万円の計上であります。

委員の中から、「遊休農地の発生防止と解消を推進するなど、農地利用の最適化に向け、農業委員会はさらに努力をしていただきたい」との意見が述べられたのであります。

9目土地改良事業費は、当初計画していた対象農用地面積の減少等に伴う多面的機能支払交付金377万8,000円の減額であります。

2項林業費2目林業振興費は、有害鳥獣捕獲事業補助金398万6,000円の追加であります。

4目林道費は、冠岳の柴燈護摩実行委員会からの寄附金による林道西岳線等の整備に係る維持補修費の追加であります。

3項水産業費2目水産業振興費は、藻場の人工魚礁設置に伴う事業費決定による1,682万5,000円の減額及び豊田汽缶株式会社からの寄附金を活用した羽島地区の漁業振興に対する沿岸漁業活性化推進事業補助金20万円の追加であります。

4目漁港建設費は、串木野漁港島平防波堤整備に伴う事業費決定による負担金1,872万円の追加及び戸崎漁港整備に伴う事業費決定による負担金1,127万6,000円の減額であります。

次に、7款商工費1項商工費2目商工振興費は、串木野駅から野下までのバス路線等に係る地域間幹線系統確保維持費補助金933万4,000円の計上及び串木野駅から土川までのバス路線等に係る地方バス市内路線維持費補助金901万円の計上であります。

次に、8款土木費2項道路橋梁費2目道路新設改良費は、都心平江線の継続費の年割額変更に伴う工事費2,000万円の減額であります。

4項港湾費1目港湾建設費は、新港大橋の補修等に伴う事業費決定による負担金560万円の減額であります。

5項都市計画費2目土地区画整理事業費は、麓土地区画整理事業の事業費決定等による工事費1,735万円の減額であります。

4目公共下水道事業費は、公共下水道事業特別会計の決算見込みによる繰出金144万1,000円の減額であります。

予算議案第7号中、委員会付託分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、国特予算議案第4号平成30年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳

入歳出それぞれ258万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億2,432万6,000円とするものであります。

まず、歳入の主なるものであります。

1款国民健康保険税は、1項国民健康保険税1目一般被保険者国民健康保険税で、決算見込みによる1,858万3,000円の減額であります。

5款繰入金2項基金繰入金1目国民健康保険基金繰入金は、決算見込みによる財源調整で4,146万4,000円の減額であります。なお、平成30年度末の基金残高は3億7,916万円を見込んでいたこととであります。

6款繰越金は、1項繰越金1目その他繰越金で、決算見込みによる前年度繰越金4,565万2,000円の追加であります。

次に、歳出の主なるものであります。

5款保健事業費2項特定健康診査等事業費は、決算見込みによる258万2,000円の減額であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、公下水特予算議案第4号平成30年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,452万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億3,716万9,000円とするものであります。

まず、歳入の主なるものであります。

6款市債は、決算見込みによる公共下水道整備事業債710万円の減額であります。

次に、歳出の主なるものであります。

2款事業費は、串木野クリーンセンターの水処理設備1期機械設備分の執行残による委託料1,087万円の減額、3款公債費は、実借入利率の決算見込みによる償還利子115万円の減額であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、介特予算議案第3号平成30年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,160万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億7,902万1,000円とするものであります。

まず、歳入の主なるものであります。

8 款繰越金は決算見込みによる前年度繰越金2,721万5,000円の追加であります。

次に、歳出の主なるものであります。

2 款保険給付費2,675万1,000円の追加のほか、3 款地域支援事業費1,004万4,000円の減額、5 款基金積立金489万9,000円の追加であります。

なお、平成30年度末の基金残高は3 億911万6,000円を見込んでおり、この基金残については第7 期介護保険事業計画中に活用するとのことであります。

審査の中で、「保険者機能強化推進交付金について、評価による交付金が少ないと感じるが、どの項目の評価が低かったのか」と質したところ、「評価が低かった項目は介護給付費の適正化の部分で、適正化に係る取り組みは行っているものの、国の評価項目に該当する方法ではなかったために点数が下がったものと理解している」との答弁であります。

委員の中から、「交付金の活用について基金に積立てることも大事であるが、さまざまな事業を行い、介護予防に取り組むことが重要である。来年度の大きな課題として取り組んでほしい」との意見が述べられたのであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、後特予算議案第3 号平成30年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2 号）についてであります。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4 億2,683万3,000円とするものであります。

補正の内容としては、決算見込みによるものであります。歳出において、2 款後期高齢者医療広域連合納付金の25万5,000円を追加するものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業厚生委員会に付託されました平成30

年度関係議案について、審査の経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（平石耕二君） これから産業厚生委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○4 番（田中和矢君） 議案第20号の都市公園に関するのですが、北部地区と南部地区の計33カ所の公園を任されるわけですが、1 業者さんで計33カ所と数が多くて、しかも、面積も広いと思います。

しかもこの会社は、本業で土木建設業も営まれています。市民の皆さんが満足するような管理業務が問題なく円滑にされるのかなどの懸念などは出なかったでしょうか。お尋ねいたします。

○産業厚生委員長（西別府 治君） この管理者によるキャパシティについての議論というのはなされませんでした。

ただ、当局が示された資料の中に、この1 者であります。応募されたのは、1 者であれば、申請者が1 団体であったため得点表による採点は行わず、申請書類の内容審査により指定管理者候補者を選定したとあります。

それから、つけ加えられておるのが、サービスを向上させる方策やトラブル等の未然防止等について、具体的かつ実現可能な提案がなされているということです。そして、これまでの同施設の指定管理状況も良好であり、また、施設利用者からの評判もよく、安定した管理が期待できると書いてあります。

それから、最後ですが、株式会社として経営状況も安定していることから、当該施設の指定管理者として適当であると判断をいたしましたとあります。

委員会の中で、以前、小水林間広場について一般質問で管理が悪いよということがありましたので、どうなのと、おおむね5 回ということで公園内の清掃をやっているということになってるけど、小水林間広場もこういうことをやっているのかと問い質したところ、5 回実施しておりますということでありました。

以上であります。

○議長（平石耕二君） ほかにありませんか。

○10番（東 育代君） 今、委員会の審査の内容を

説明いただきました。選定理由の説明もここに今、報告をいただいたんですが、なぜ1者しか応募できなかったのか、あるいはまた、1者しか応募できなかったというのは管理費に問題がなかったのか、そこら辺の審査、審議、委員会の様子をもう少しお聞きいたします。

○産業厚生委員長（西別府 治君） これは私たちが審査をする前に、副市長をトップにする選定委員会というのがありまして、先ほど申し上げた内容があります。で、1者だという報告であったことよっての審査でありましたので、特別、今、申されたような内容についての審査はしておりません。

○議長（平石耕二君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） ほかに質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより、討論・採決に入ります。

まず、議案第1号専決処分の承認を求めることについて、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は承認されました。

次に、議案第15号農村交流施設（荒川コミュニティ広場）の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第16号農村交流施設（ふれんどパーク羽島）の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第17号農村交流施設（れいめいふれあい公園）の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第18号大里農産加工センターの指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第19号川上生活改善センターの指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第20号都市公園等（北部地区）の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第21号都市公園等（南部地区）の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第22号都市公園（新田地区）の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第23号都市公園（串木野サンセットパ

ーク）の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第24号都市公園（塩田第2公園）の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第25号都市公園（上馬籠公園）の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、国特予算議案第4号平成30年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、公下水特予算議案第4号平成30年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、介特予算議案第3号平成30年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、後特予算議案第3号平成30年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、保留いたしておりました予算議案第7号について討論・採決に入ります。

予算議案第7号平成30年度いちき串木野市一般会計補正予算（第7号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する2常任委員長の報告はいずれも可決であります。

本案は、2常任委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第31～日程第44

議案第26号～水道予算議案第1号一括上程

○議長（平石耕二君） 次に、日程第31、議案第26号から日程第44、水道予算議案第1号までを一括して議題とします。

これから質疑に入ります。

まず、議案第26号いちき串木野市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第27号学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第28号市道の廃止及び認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第29号いちき串木野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定に

ついて、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第30号いちき串木野市土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第31号いちき串木野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 質疑なしと認めます。

次に、予算議案第1号平成31年度いちき串木野市一般会計予算について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 質疑なしと認めます。

次に、国特予算議案第1号平成31年度いちき串木野市国民健康保険特別会計予算について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 質疑なしと認めます。

次に、公下水特予算議案第1号平成31年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計予算について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 質疑なしと認めます。

次に、市場特予算議案第1号平成31年度いちき串木野市地方卸売市場事業特別会計予算について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 質疑なしと認めます。

次に、介特予算議案第1号平成31年度いちき串木野市介護保険特別会計予算について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 質疑なしと認めます。

次に、漁集排特予算議案第1号平成31年度いちき串木野市戸崎地区漁業集落排水事業特別会計予算について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 質疑なしと認めます。

次に、後特予算議案第1号平成31年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計予算について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 質疑なしと認めます。

次に、水道予算議案第1号平成31年度いちき串木野市水道事業会計予算について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 質疑なしと認め、これで質疑を終結します。

ここでお諮りします。

ただいま議題となっている議案のうち、予算議案第1号から水道予算議案第1号については、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、予算議案第1号から水道予算議案第1号については、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

なお、ただいま議題となっている予算議案第1号から水道予算議案1号を除く議案の付託については一時保留いたしますので、御了承願います。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時14分

○議長（平石耕二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

なお、休憩中に予算審査特別委員会を開催し、予算審査特別委員会委員長に濱田尚議員が、副委員長に吉留良三議員が選任されましたので、報告いたします。

△日程第45 議案第32号

○議長（平石耕二君） 次に、日程第45、議案第32号を議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

〔市長田畑誠一君登壇〕

○市長（田畑誠一君） 今回追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第32号いちき串木野市立新学校給食センター建設工事請負契約の締結についてであります。

新学校給食センターの建設工事については、去る2月14日に公募型指名競争入札を執行いたしました。

その結果、契約金額9億1,204万1,640円で、鹿児島市伊敷5丁目9番8号、植村・小牧特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社植村組 代表取締役 桑原宏志を落札業者と決定し、仮契約を締結しましたので、いちき串木野市議会の議決にすべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、建物の構造は鉄骨造平屋建、延床面積1,807.11平方メートルで、工期は市議会の議決の日から平成32年3月13日までといたしております。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、議決していただきますようお願いを申し上げます。

○議長（平石耕二君） これから質疑に入ります。

議案第32号いちき串木野市立新学校給食センター建設工事請負契約の締結について、質疑はありませんか。

○13番（下迫田良信君） 一、二点お伺いをいたします。久々の大型物件ということですが、本市において信頼と実績のある市内の業者が含まれていないという事情はどういうものがあることかということと、あと一つは、代表者と構成員の事業比率をお知らせいただきたいと思います。

○副市長（中屋謙治君） お答えをいたします。

今回の工事ではありますが、建築工事、おおむね2億円以上につきましてはJ V方式をするという、こういう取り扱い要綱を定めております。そういうことで、単体ではなく、J V方式としたところでございます。

さらに、およそ10億円という大規模工事のため、これまでの工事実績初め、特定建設業の許可の関係、

あるいは専任技術者の配置、こういったものを勘案して、結果的に、残念ながら地元業者が入らなかったという、こういう事情でございます。

割合につきましては、出資割合60%と40%ということでございます。

○13番（下迫田良信君） 今の答弁を伺っておりますと、市内の信頼ある業者等は格付等によって総合評価点数が足りないというふうに理解をすればよろしいでしょうかね。

この四つの企業体が組まれている中で、市外の方だけでありますけれども、今度落札されるこの企業体の方々も従来の下請け業者は全て持っておられるわけでありまして。ということは、例えば、地元のそれぞれの業者さん方には、地元で大きな物件でありながら、なかなか仕事がとれないということも危惧されるところであります。

私はこの金額等々については何も異存はありませんけれども、でき得るならば一括発注じゃなくて、建築本体、上下水道、電気工事、あと厨房工事という、これぐらいの分割発注はできなかったものかと。そういうことをすることによって、結果的には地元業者育成、あるいは本市にそのような業者もおられるわけですから活性が図られると思いますが、そのような観点はいかがなふうに思っておりますか。お伺いをいたします。

○副市長（中屋謙治君） 今回の発注に当たりましては一括発注、それから分割発注ということも、今、御意見がありましたような形で検討をしたところでございます。

分割発注いたしますと、おっしゃいますような地元の業者が参入する機会がある。一方では、全体事業費がやはりコスト高になるという、こういう点がありまして、総合的に勘案する中で、先ほど申し上げましたような考え方のもとに、一括発注ということで、そして、地元業者につきましては、受注された事業体のほうに、できるだけ地元の下請け業者を使っていただくように、こういう要請をするということで対応したところでございます。

○13番（下迫田良信君） 落札結果、9,400万円ぐらい差額が出ておりますよね。今、副市長の答弁の

中に、そういう落札業者に地元業者をということでもありますけれども、やはりこの9,400万円という差は下請けに必ず返ってくる金額なんですよ。そういうことも含めて、この事業は市民も期待をしておりますから、しっかりと設計、監理等々されながら完成を見ていただきたいと思います。

そういうことで質疑を重ねておりますので、御見解をお伺いいたします。

○副市長（中屋謙治君） 先ほども申し上げましたように、今回、こういうことで植村・小牧JVが受注をということになっております。できるだけ下請け事業者として地元業者を使っていただくような、こういう要請をしてみたいと思っております。

○議長（平石耕二君） ほかに質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平石耕二君） ほかに質疑なしと認めます。
先ほど議案の付託について保留いたしておりましたが、ただいま議題となっております議案と合わせまして、お手元に配付しました議案の委員会付託区分表ナンバー2のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は終了しました。

△散 会

○議長（平石耕二君） 本日はこれで散会します。
散会 午前11時23分